

総評相第 174 号
平成 25 年 9 月 6 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿

総務省行政評価局長

災害共済給付金の支給対象の明確化（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「高校生の娘が模擬テストを受験後の帰宅途中に交通事故に遭い、通院治療を受けたため、災害共済給付金の支給申請をした。しかし、県教育委員会から、業者が行う模擬テストは災害共済給付金の対象外と言われ、提出した申請書類が返却された。校舎において同校の教員立会いの下に学校行事の一環として受験した模擬テストなので、災害共済給付金を支給してほしい。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、当省としては、下記のとおり、改善措置を講ずる必要があると考えますので御検討ください。

なお、これらに対する貴センターの措置結果等について、平成 25 年 12 月 6 日までにお知らせください。

記

1 制度の概要

(1) 災害共済給付制度

災害共済給付制度は、学校の管理下で、児童・生徒等の災害（負傷、疾病等）が発生したときに、医療費等の災害共済給付を行う、国、学校の設置者及び保護者の三者の負担による互助共済制度である。

当該制度については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成

14 年法律第 162 号。以下「スポーツ振興センター法」という。)に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」という。）が業務を実施している。

また、災害共済給付金の請求及び支払に関する事務については、スポーツ振興センターの本部及び全国 5 か所の支所が行っている。

(2) 災害共済給付制度の概要

① 災害共済給付金の給付件数及び給付金額

災害共済給付金には、医療費、障害見舞金及び死亡見舞金の 3 種類があり、平成 22 年度及び 23 年度における給付件数及び給付金額は、表 1 のとおりとなっている。

表 1 災害共済給付金の給付件数及び給付金額の状況

区 分	平成 22 年度	23 年度
医 療 費	2,094,538 件 (15,523,300 千円)	2,110,477 件 (15,850,419 千円)
障害見舞金	467 件 (1,796,020 千円)	381 件 (1,636,955 千円)
死亡見舞金	74 件 (1,551,000 千円)	82 件 (1,841,000 千円)
計	2,095,079 件 (18,870,320 千円)	2,110,940 件 (19,328,374 千円)

(注) 1 スポーツ振興センター作成「平成 23 年度災害共済給付状況」に基づき、当省が作成した。

2 1 件の災害で複数月分を給付しているものがあるため、給付件数は災害発生単位の件数(平成 23 年度実績は 112 万件)と一致しない。

② 手続の流れ

災害共済給付金の支払請求は、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(平成 15 年度規則第 1 号)第 26 条の規定に基づき、学校の設置者(国立学校の校長、教育委員会及び学校法人の理事長)からスポーツ振興センターの本部及び全国 5 か所の支所に対して、災害共済給付の種類ごとに定める様式を送信又は提出することによって行うこととされている。また、災害共済給付金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成 15 年政令第 369 号。以下「スポーツ振興センター法施行令」という。)第 4 条の規定に基づきスポーツ振興センターから学

校の設置者を經由して児童、生徒、学生又は幼児の保護者（生徒又は学生が成年に達している場合は当該生徒又は学生）（以下「保護者等」という。）に支払われることとされている。

なお、スポーツ振興センター法施行令第4条第2項の規定に基づき、保護者等も直接学校の設置者を經由して災害共済給付金の支払請求をすることができることとされている。この場合、スポーツ振興センター法施行令第4条第2項の規定に基づき、保護者等は、学校を介さずに学校の設置者に請求し、又は学校の設置者から災害共済給付金を受け取ることが可能であるが、保護者等が学校の設置者を介さずにスポーツ振興センターに請求し、又はスポーツ振興センターから災害共済給付金を受け取ることはできない。

③ 受給権の時効

スポーツ振興センター法第32条の規定によれば、「災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅する。」とされている。

(3) 災害共済給付金の対象範囲

スポーツ振興センター法施行令第5条第1項の規定によれば、「学校の管理下における災害の範囲」として、「児童生徒等の負傷でその原因である事由が学校の管理下において生じたもの」等とされている。

また、同条第2項の規定では「学校の管理下」について、「児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合」等とされている。

このように、災害共済給付金の対象範囲は、「学校の管理下」で生じたものかどうかで判断する必要がある。

しかし、スポーツ振興センターは、表-2のとおり、スポーツ振興センター福岡支所が作成し県教育委員会に配布した資料（以下「説明会配布資料」という。）において「業者テスト(略)は、旧文部省次官通知により慎むこととされているため、センターでは給付できません。」としている。

表－2 災害共済給付金における業者が行う模擬テストの取扱いについて

区 分	質 問	回 答
平成 21 年度 災害共済給 付制度説明 会の資料（ス ポーツ振興セン ター福岡支所が 作成し県教育委 員会に配布した 資料）	学内での業者の進路模擬 テストは、学校と父母教師会 との共催で、学校の行事計画 に組み込まれており、指導教 員には生徒（保護者）からの 徴収金の中から支払うこと となった場合、災害給付の対 象となりますか。	業者テスト（志望校選択のた めの偏差値等の資料を得るこ とを目的とする業者の作成に 係るテストをいう。）は、旧文 部省次官通知により慎むこと とされているため、センターで は給付できません。
災害共済給 付の実務相 談（学校安全研 究会編集）	<p>進学志望の中学校 3 年生 を対象に、日曜日、当校を会 場として G 学習研究会主催 の模擬テストが行われまし た。このテストは、学校行事 （進路指導）に位置付けて実 施され、中学 3 年の進学希望 者全員が受験、テストの監 督・指導は、当校の教師が行 っております。</p> <p>テストは、業者作成による 模擬テストで、業者が採点処 理を行い、その結果に関する 資料を各中学校や生徒に送 付するもので、学校ではテス ト結果を 3 年生の進路決定 の基礎資料としております。 このテストの受験は、学校の 管理下となるでしょうか。</p>	<p>質問の模擬テストは、学校が 授業等の効果を判定するため に市販のテストブック等を使 って行うものとは性格が違 いますから、たとえ、会場が自校 であり、学校が進路指導として 自校の教師が監督して行った としても、「教育課程に基づく 授業」（令第 5 条第 2 項第 1 号）、「学校の教育計画に基づ いて行われる課外指導」（令第 5 条第 2 項第 2 号）のいずれにも 該当せず、学校の管理下とはさ れません。</p> <p>また、このテストを受けるた めの自宅と学校との往復も「通 学」（令第 5 条第 2 項第 4 号）と はなりません。</p>

（注）本表は、平成 21 年度災害共済給付制度説明会の資料及び災害共済給付の実務相談に基づき当省が作成した。

なお、表中の「旧文部省次官通知」とは、「高等学校入学者選抜について」（平成 5 年 2 月 22 日付け文初高第 243 号）であり、当該通知には以下のような

内容が記載されている。

「高等学校入学者選抜について」（平成5年2月22日付け文初高第243号）（抜粋）

3 業者テストの偏差値を用いない入学者選抜の改善について

- (1) 高等学校の入学者選抜は公教育としてふさわしい適切な資料に基づいて行われるべきものであり、業者テストの結果を資料として用いた入学者の選抜が行われることがあってはならないこと。

また、中学校における進路指導は日ごろの学習成績や活動の状況等による生徒の能力・適性、興味・関心等に基づき総合的に行われるべきものであり、業者テストによる偏差値等に依存した進路指導は行わないこと。

- (2) 入学者選抜に関し一切、中学校にあっては、業者テストの結果を高等学校に提供しないよう、また、高等学校にあっては、業者テストや学習塾の実施するテストの偏差値の提供を中学校に求めないよう、平成6年度入学者選抜から直ちに改善すること。

さらに、高等学校は、業者テストの実施者はもとより、学習塾に対しても資料の提供を求めたり、保護者や生徒から業者テストの偏差値等を求めたりするようなこともあってはならず、併せて直ちに改善すること。

- (3) 中学校は業者テストの実施に関与することは厳に慎むべきであり、授業時間中及び教職員の勤務時間中に業者テストを実施してはならないし、また、教職員は業者テストの費用の徴収や監督、問題作成や採点に携わることがあってはならないこと。（略）

- (4) （略）

2 スポーツ振興センターの意見

表-2の説明会配布資料の記載は、想定される質問についての参考回答であり、回答そのものをそのまま実施しているわけではなく、案件一つ一つを個別に審査して給付可否を判断している。

説明会配布資料については、旧文部省の通知を踏まえて、スポーツ振興センター法施行令第5条第2項第1号及び第2号に規定される「学校の管理下」では、業者が行う模擬テストは行われていないことを前提として作成したものである。説明会配布資料の「模擬テスト」の事例については、学校における授業や課外指導として行った場合も例外なく対象にならないと誤解を招くような表記となっていることから、改善を検討したい。

3 改善の必要性

スポーツ振興センターは、業者が行う模擬テストの実施に関連して発生した事故について、災害共済給付金が支給されるかどうかは、当該模擬テストが学校の管理下において実施されたものであるかどうかを個別案件ごとに審査して決定するとしている。

しかし、本件行政相談の発生原因をみると、説明会配布資料において、業者が行う模擬テストの実施に関連して発生した事故については、学校の管理下において実施されたものであるかどうかにかかわらず、全ての場合において、災害共済給付金の支給対象にならないと誤解を招くような表現になっているため、申請書の経由機関である県教育委員会が該当しないと判断したことによるものと考えられる。また、このような状況は他の都道府県においても生じていることも懸念される。

したがって、スポーツ振興センターは、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 災害共済給付金については、業者が行う模擬テストの実施に関連して発生した事故についても、当該模擬テストが学校の管理下において実施されたものであるかどうかを個別案件ごとに審査して決定するものであることについて、学校、学校設置者及び保護者等に誤解を生じさせないよう、関係資料の見直し等を行うこと。
- ② 上記①の見直し結果については、今後、同様の誤解を生じさせないよう、学校、学校設置者及び保護者等への周知徹底を図ること。